

富士見市子ども未来応援基金活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富士見市内で生活困難等により支援が必要な子ども及び若者（以下「子ども・若者」という。）の居場所づくりを推進する事業を行う団体に対し、富士見市子ども未来応援基金条例（令和6年条例第2号）に規定する富士見市子ども未来応援基金を活用し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、営利を目的としない次に掲げる事業とする。

- (1) 子ども・若者の学習支援運営事業
- (2) 子ども食堂運営事業
- (3) その他市長が子ども・若者の支援に関し必要と認める事業

2 補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす団体とする。

- (1) 政治活動及び宗教活動を目的としていない団体であること。
- (2) 補助対象事業の実施場所が市の区域内であること。
- (3) 市民が運営に携わり、代表者、運営スタッフ、協力者等の人員を確保することができること。
- (4) 補助対象事業の実績が1年以上あること又は1年以上の継続が見込めること。
- (5) 月1回以上の補助対象事業に係る活動ができること。

3 補助対象団体は、補助対象事業を実施するに当たっては、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 子ども・若者の参加費用が無料又は事業の実施に要する費用の実費を超えないこと。

- (2) 安全面及び衛生面について適切な配慮がなされていること。
- (3) 補助対象事業の参加者の個人情報適切に管理されていること。
- (4) 補助対象事業の実施場所の小学校区域を含む地域に対して適切な周知を図り、対象となる子ども・若者の参加を促す取組を行うこと。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げる経費とする。ただし、他の団体等から補助金等の交付を受ける場合においては、当該補助金等に相当する額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第2に掲げる補助金の種類に応じ、同表に定める額とする。

(補助金等交付申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 規則第4条第1項第1号の事業計画書の様式は、様式第2号のとおりとする。
- 3 規則第4条第1項第2号の収支予算書の様式は、様式第3号のとおりとする。
- 4 規則第4条第1項第3号の市長が別に定める書類は、団体の活動が分かるものであって、会則、役員名簿及び事業内容に関する書類とする。

(事業内容の変更等の様式等)

第6条 規則第6条第1項第1号の規定による変更に係る申請の様式は、様式第4号のとおりとする。

- 2 規則第6条第1項第3号の規定による中止又は廃止に係る申請の様式は、様式第5号のとおりとする。
- 3 市長は、前2項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、承認の可否を決定し、第1項の規定による場合において決定したときは様式第6号により、前項の規定による場合において決定したときは様式第7号により当該申請者に通知するものとする。

(補助金等交付決定・却下通知書の様式)

第7条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(補助事業等実績報告書の様式等)

第8条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第9号のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助対象事業が完了した後（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた後）30日以内に市長に提出しなければならない。

3 規則第13条第1項第1号の事業報告書の様式は、様式第10号のとおりとする。

4 規則第13条第1項第2号の収支決算書の様式は、様式第11号のとおりとする。

5 規則第13条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 領収書の写しその他支払を証する書類

(2) 事業の実施状況及び実施実績が分かる書類

(補助金等確定通知書の様式)

第9条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第12号のとおりとする。

(補助金の交付時期等)

第10条 この補助金は、規則第16条第1項ただし書の規定により概算払とする。

2 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第13号のとおりとする。

(書類の整備等)

第11条 補助対象団体の代表者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた日、補助対象団体が解散した場合にあつては解散した日）の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助金の種類	補助金対象経費
事業準備経費補助金	備品購入費、施設改修費その他事業開始に当たって必要な初期経費であって社会通念上適切であると認められるもの
事業運営経費補助金	食材費、光熱水費、消耗品費、会場使用料、印刷製本費、保険料、報償費、通信費、保菌検査費、講習受講料その他事業運営に必要な経費であって社会通念上適切であると認められるもの

別表第2（第4条関係）

補助金の種類	限度額
事業準備経費補助金	200,000円（1団体につき1回限りとする。）
事業運営経費補助金	1年度につき150,000円

様式第1号（第5条関係）

富士見市子ども未来応援基金活用事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 富士見市長

申請者

所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

富士見市子ども未来応援基金活用事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付
付手続等に関する規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業名称

2 交付申請額 円

3 添付書類

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 団体の活動が分かるもの（会則・役員名簿・事業内容説明書等）

様式第2号（第5条関係）

事業計画書

事業名称	
事業目的	
申請理由	
事業概要	
事業効果	
備考	

様式第3号（第5条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

（単位 円）

科 目	予 算 額	摘 要
合 計		

2 支出の部

（単位 円）

科 目	予 算 額		摘 要
		うち補助対象額	
合 計			

様式第4号（第6条関係）

富士見市子ども未来応援基金活用事業補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先） 富士見市長

申請者

所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、変更の承認を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第6条第1項第1号の規定により、下記のとおり申請します。

記

変更内容

変更内容	変更前	変更後
変更理由		

備考 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第5号（第6条関係）

富士見市子ども未来応援基金活用事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先） 富士見市長

申請者

所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、中止（廃止）の承認を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第6条第1項第3号の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請内容

申請区分	中止 ・ 廃止
中止しようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止する時期	年 月 日
中止（廃止）の理由 ※具体的に	

様式第6号（第6条関係）

富士見市子ども未来応援基金活用事業補助金変更承認・不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長



年 月 日付けで申請のありました富士見市子ども未来応援基金活用事業補助金については、下記のとおり決定したので、富士見市子ども未来応援基金活用事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

1 承認

(1) 承認理由

(変更前)

(変更後)

(2) 承認条件

2 不承認

(理由)

様式第7号（第6条関係）

富士見市子ども未来応援基金活用事業補助金中止（廃止）承認・不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長



年 月 日付けで申請のありました富士見市子ども未来応援基金活用事業補助金については、下記のとおり決定したので、富士見市子ども未来応援基金活用事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

1 承認

(1) 承認区分 中止・廃止

(2) 中止期間又は廃止時期

(3) 承認条件

2 不承認

(理由)

様式第8号（第7条関係）

富士見市子ども未来応援基金活用事業補助金交付決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長



年 月 日付けで申請のありました富士見市子ども未来応援基金活用事業補助金については、下記のとおり決定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定

(1) 事業名称

(2) 交付決定額 円

(3) 支払方法 概算払（口座振り込み）

(4) 交付条件

ア この補助金は、富士見市子ども未来応援基金活用事業補助金交付要綱に定める目的以外に使用しないでください。

イ 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に市長の承認を受けてください。

2 却下

(理由)

様式第9号（第8条関係）

富士見市子ども未来応援基金活用事業補助金事業実績報告書

（宛先） 富士見市長

報告者

所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた富士見市子ども未来応援基金活用事業補助金について、補助対象事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業名称

2 交付決定額 円

3 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 領収書の写しその他支払を証する書類
- (4) 事業の実施状況及び実施実績が分かる書類（事業案内、パンフレット、写真等）

様式第10号（第8条関係）

事業報告書

事業名称	
事業概要	
事業効果	
備考	

様式第11号（第8条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

（単位 円）

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
合 計			

2 支出の部

（単位 円）

科 目	予 算 額	うち補助対象額	決 算 額	うち補助対象額	摘 要
合 計					

様式第12号（第9条関係）

第 号
年 月 日

富士見市子ども未来応援基金活用事業補助金確定通知書

様

富士見市長



年 月 日付けで実績報告のありました富士見市子ども未来応援基金活用事業補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付
手続等に関する規則第14条の規定により通知します。

記

- 1 事業名称
- 2 交付決定額 円
- 3 交付確定額 円
- 4 返還額 円

様式第13号（第10条関係）

富士見市子ども未来応援基金活用事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先） 富士見市長

請求者

所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた富士見市子ども未来
応援基金活用事業補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則第16条第
2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 事業名称

2 交付請求額

円

3 補助金の振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 ()				支店名	本・支店 本・支所 出張所			
金融機関 コード					支店 コード				
分類	1. 普通 2. 当座	口座 番号							
ふりがな									
口座名義人									

- 備考 1. ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」
（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
2. 通帳の写しなど振込先が分かるものを添付してください。